

津幡町議会告示第2号

津幡町議長交際費支出基準及び公開に関する要綱の一部を次のように改正する。

令和8年7月27日

石川県津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議長交際費支出基準及び公開に関する要綱の一部を改正する要綱

津幡町議長交際費支出基準及び公開に関する要綱（平成20年津幡町議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の基準額により難しい場合は、社会通念上必要と認められる額を支出することができる。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。